(2) 避難手段と避難経路の選択

ア避難手段の準備	河川がはん濫した場合は、車での脱出は困難となることがあります。車での避難が必要となる可能性がある場合には、河川のはん濫前の避難を検討してください。
イ 避難経路の 安全性確認	県や市町村の災害対策本部やテレビ、ラジオなどの報道からの情報に注意し、 あらかじめ決めておいて安全な避難経路のうちから、どの経路で避難するか選 択しておき、万一の場合に備えましょう。
ウ 誘導方法の確認	施設の建物外に避難する必要があるときには、利用者の服装を検討し、防寒などの対応ができるか確認しましょう。また、落下物から身を守るためのヘルメットの装着が必要かどうかも検討が必要です。
工 避難名簿と 安全確保	避難誘導は、利用者の氏名を名簿等で確認しながら行いましょう。また、悪条件(降雨が冷たい、視界が悪い、足元が悪い、雨音で声が届かない、風が強い等)の中での移動が予想されるため、その状況に応じ、自動車の利用や少人数での移動など、安全な誘導を心がける必要があります。 避難地に着いたら、直ちに点呼などにより名簿等と照合しましょう。利用者の避難誘導が安全確実に行われたかを確認し、施設長に報告しましょう。

(3) 家族等への引継要否

ア引継要否の判断	施設長は、被害予想に基づき、施設の立地条件、利用者の状態なども判断材料 として、家族等への引き継ぎを決定することが必要です。
イ 引取者等の記録	引取時の混雑から、人違いで他人へ利用者を引き渡すことがないよう、引き取りに来られた家族等に直接引き渡すとともに、引取者の氏名、住所、連絡先、引取年月日、時刻などの記録を必ず残しましょう。

※ 施設管理者等に対して求める避難行動

発令の種類	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難準備·高齢者 等避難開始	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位 情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上 昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定 緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自 ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※ 1 への避難や、少しでも命が助 かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※ 2 を行う。
避難指示(緊急)	・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。

^{※ 1} 近隣の安全な場所:指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

3. 災害発生時の対策

3-1. 災害発生時の特徴

(1) 一瞬の出来事

土砂災害や河川はん濫は、瞬時に発生し、立地環境により局地的に甚大な被害をもたらします。

(2) 外部との連絡途絶、孤立状態の継続

- ① 電話等の不通による外部との連絡途絶や電気、水道、ガス等の供給が停止して施設の機能を麻痺させることがあります。
- ② 復旧までに、相当の期間を要するだけでなく、一旦、被災すると、物資の移動や避難が著しく困難となることがあります。

(3) 二次災害の発生

次のような二次災害が発生する可能性があるため、油断は禁物です。

- ・台風通過後の洪水、冠水、土砂災害、橋梁破損
- ・洪水の後の伝染病発生
- ・落雷後の火災、停電、感電死、家屋の破壊

3-2. 災害発生時の対応策

(1)情報の収集と避難の開始

- ① 施設長は、ラジオ・テレビ、市町村災害対策本部、警察、消防から正確な情報を入手したうえで、避難の必要性について適切な判断が求められます。
- ② 過去の災害事例や気象警報、注意報等をもとに、高齢者等の利用者は、避難に十分な時間が必要であることを考慮して、早めの避難措置を講じることが重要です。
- ③ 市町村災害対策本部、消防署、警察などと連絡を密にし、避難準備情報があった場合には、避難体制を直ちに整え、施設長の判断のもと、早めに避難を開始しましょう。

^{※2}屋内安全確保:その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示(緊急)の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

市町村名	担当課名	電話番号	FAX 番号	Eメールアドレス	備考
本山町	総務課	0887-76-2223	0887-76-3593	bousai@town.motoyama.kochi.jp	
大豊町	総務課	0887-72-0450	0887-72-0474	soumu@town.otoyo.lg.jp	
土佐町	総務企画課	0887-82-0480	0887-82-2681	Tosat-20@town.tosa.kochi.jp	
大川村	総務課	0887-84-2211	0887-84-2328		
いの町	総務課	088-893-1113	088-892-0353		
仁淀川町	総務課	0889-35-0111	0889-35-0571		
中土佐町	総務課	0889-52-2211	0889-52-4511	soumu@town.nakatosa.lg.jp	
佐川町	総務課	0889-22-7700	0889-22-1119	sk-529@town.sakawa.kochi.jp	
越知町	総務課	0889-26-1111	0889-26-0600	soumu@town.ochi.kochi.jp	
梼原町	総務課	0889-65-1111	0889-40-2010		
日高村	総務課	0889-24-5113	0889-24-7900	soumu@vill.hidaka.kochi.jp	
津野町	総務課	0889-55-2311	0889-55-2022	soumu@town.kochi-tsuno.lg.jp	
四万十町	総務課	0880-22-3111	0880-22-3123		
大月町	総務政策課	0880-73-1111	0880-73-1380	soumu@town.otsuki.kochi.jp	
三原村	総務課	0880-46-2111	0880-46-2114	soumu@vill.mihara.kochi.jp	
黒潮町	総務課	0880-43-2112	0880-43-2788	bousai@town.kuroshio.lg.jp	

※災害によって連絡先が、異なる場合があります。必ず連絡先を確認しておいてください。

<参考資料4>

インターネットによる災害に関する情報の入手先

気象庁ホームページ	http://www.jma.go.jp/jma/index.html
こうち防災情報(県内の災 害等に関する情報)	http://kouhou.bousai.pref.kochi.jp/index.html
土砂災害警戒避難基準情報	http://www.pref.kochi.lg.jp/~bousai/uryou/map.htm
土砂災害危険箇所マップ	http://www.pref.kochi.lg.jp/~bousai/kikenkuiki/index.html
国土交通省ハザードマップ ポータルサイト	http://disapotal.gsi.go.jp/index.html

<参考資料5>

施設防災関係法令一覧

- (1) 社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について (昭和55年1月16日、社施第5号)
- (2) 社会福祉施設における防災対策の強化について (昭和58年12月17日、社施第121号)
- (3) 社会福祉施設における防災対策の強化について (昭和60年9月21日、社施第102号)
- (4)介護老人保健施設における防火、防災対策について (昭和63年11月11日、老健第24号)
- (5) 高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成25年1月11日条例第6号)

第10条(非常災害対策)

養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震(高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号)第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。)その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 養護老人ホームは、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該養護老人ホームの見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(6) 高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成25年1月11日条例第7号)

第 10 条 (非常災害対策) (※第 45 条)

特別養護老人ホーム(※ユニット型特別養護老人ホーム)は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震(高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号)第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。)その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 特別養護老人ホーム(※ユニット型特別養護老人ホーム)は、非常災害に備えるため、 前項の防災対策マニュアルの概要を当該特別養護老人ホーム(※ユニット型特別養護老人 ホーム)の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わ なければならない。

- (7) 高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年1月11日条例第8号)
 - 第 112 条 (非常災害対策) (※第 149 条、第 171 条、第 184 条)

指定通所介護事業者(※指定通所リハビリテーション事業者、指定短期入所生活介護事業者、ユニット型指定短期入所生活介護事業者)は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震(高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号)第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。)その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定通所介護事業者(※指定通所リハビリテーション事業者、指定短期入所生活介護事業者、ユニット型指定短期入所生活介護事業者)は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該指定通所介護事業所(※指定通所リハビリテーション事業所、指定短期入所生活介護事業所、ユニット型指定短期入所生活介護事業所)の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(8) 高知県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年1月11日条例第10号)

第34条(非常災害対策)(※第58条)

指定介護老人福祉施設(※ユニット型指定介護老人福祉施設)は、消火設備その他の非常 災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対 策のための指針等に基づく南海トラフ地震(高知県南海トラフ地震による災害に強い地域 社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号)第2条第1号に規定する南海トラフ地震 をいう。)その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点 検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定 期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設(※ユニット型指定介護老人福祉施設)は、非常災害に備えるため、 前項の防災対策マニュアルの概要を当該指定介護老人福祉施設(※ユニット型指定介護老 人福祉施設)の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練 を行わなければならない。

(9) 高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (平成25年1月11日条例第11号)

第33条(非常災害対策)(※第56条)

介護老人保健施設(※ユニット型介護老人保健施設)は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震(高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号)第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。)その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 介護老人保健施設(※ユニット型介護老人保健施設)は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該介護老人保健施設(※ユニット型介護老人保健施設)の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(10) 高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成25年1月11日条例第12号)

第32条(非常災害対策)(※第57条)

指定介護療養型医療施設(※ユニット型指定介護療養型医療施設)は、非常災害に関する 具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期 的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければな らない。

(11) 高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成25年1月11日条例第5号)

第10条(非常災害対策)

軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震(高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号)第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。)その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 軽費老人ホームは、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該軽費老人ホームの見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(12) 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等 を定める条例

(平成 25 年 1 月 11 日条例第 15 号)

第71条(運営規程)

指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第76条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(7) 非常災害対策

第74条(非常災害対策)

指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、 知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震(高 知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号) 第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。第204条の4第1項(第205条の 12において読み替えて準用する場合を含む。)において同じ。)その他の非常災害に対する 防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の 関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければなら ない。

※上記の規定は、他の障害福祉サービス事業についても準用若しくは同様の規定があります。

(13) 高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年1月11日条例第16号)

第48条(運営規程)

指定障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(第54条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(10) 非常災害対策

第51条(非常災害対策)

指定障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、 知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震(高 知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号) 第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。)その他の非常災害に対する防災対策マ ニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への 通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

(14) 高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成25年1月11日条例第17号)

第8条(運営規程)

療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(7) 非常災害対策

第9条(非常災害対策)

療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震(高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号)第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。)その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

※上記の規定は、他の障害福祉サービス事業についても準用若しくは同様の規定があります。

(15) 高知県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 25 年 1 月 11 日条例第 18 号)

第5条(運営規程)

地域活動支援センターは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(6) 非常災害対策

第6条(非常災害対策)

地域活動支援センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震(高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成 20 年高知県条例第 4 号)第 2 条第 1 号に規定する南海トラフ地震をいう。)その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

(16) 高知県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成25年1月11日条例第19号)

第6条(運営規程)

福祉ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(6) 非常災害対策

第7条(非常災害対策)

福祉ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震(高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号)第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。)その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に利用者に周知しなければならない。

(17) 高知県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成 25 年 1 月 11 日条例第 20 号)

第7条(運営規程)

障害者支援施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(10) 非常災害対策

第8条(非常災害対策)

障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震(高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号)第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。)その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

(18) 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準

(平成 15年3月12日厚生労働省令第21号)

第6条(非常災害対策)

身体障害者社会参加支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設ける とともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携 体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 身体障害者社会参加支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(19) 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成 25 年 1 月 11 日条例第 13 号)

第39条(運営規程)

指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第45条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(9) 非常災害対策

第42条(非常災害対策)

指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震(高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号)第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。)その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

※上記の規定は、他の指定障害児通所支援についても準用若しくは同様の規定があります。

(20) 高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年1月11日条例第14号)

第37条(運営規程)

指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程 (第43条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(7) 非常災害対策

第40条(非常災害対策)

指定福祉型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震(高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号)第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。)その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。※上記の規定は、指定医療型障害児入所施設についても準用の規定があります。

(21) 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成25年1月11日条例第21号)

第8条(非常災害対策)

児童福祉施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震(高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号)第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。)その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員及び入所している者等に周知しなければならない。

- 2 児童福祉施設は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該児童福祉施設の見やすい場所に掲示するとともに、避難、救出その他必要な訓練を定期的に(避難及び消火に対する訓練にあっては、毎月 1 回以上)行わなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、助産施設並びに医療機関の一部を利用して支援を提供する福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターにおいては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害に対する不断の注意及び訓練をするように努めなければならない。
- 4 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月 1 回は、これを行わなければならない。

■風水害編に関する参考文献

静岡県高齢者福祉施設における災害対策マニュアル(静岡県:平成22年3月) 高齢者の入所系施設における防災マニュアル(石川県:平成18年3月)

避難勧告等に関するガイドライン①(避難行動・情報伝達編)(内閣府:平成29年1月)



高知県社会福祉施設防災対策指針

編集·発行 高知県地域福祉部 〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1-2-20

(高齢者福祉課) 電話088-823-9632 / FAX088-823-9259 (障害保健福祉課) 電話088-823-9635 / FAX088-823-9260 (児童家庭課) 電話088-823-9655 / FAX088-823-9658

発 行 日 平成24年3月発行(平成29年8月一部改訂)